

鳥取県告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人米子市社会福祉協議会	社会福祉法人米子市社会福祉協議会よどえ訪問看護ステーションいずみ	米子市淀江町淀江1110-1	平成23年3月23日	訪問看護